

# 税

問合先 税務課

家屋を取り壊したときは  
忘れずに届出を！

家屋の一部、または全部を取り壊した所有者は、今年中に滅失の届出をしてください。

届出がないと、引き続き固定資産税・都市計画税が課税され、ご迷惑をかける場合があります。

## 軽自動車税の 税率が変わります

来年度以降、原動機付自転車、二輪の軽自動車と小型自動車、小型特殊自動車の税率は、(表1)のとおり変更されます。

四輪以上および三輪の軽自動車は、最初の新規検査を受けた日が平成27年3月31日以前の場合、税率は変わりませんが、新規検査から13年を経過した車両(電気自動車などは除く)は、(表2)の重課の税率を適用します。

また、最初の新規検査を受けた日が平成27年4月1日以降の場合、税率は(表3)のとおり変更され、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小

さいものについては、グリーン化特例(軽課)の税率を適用します。

(表1)

車種区分		税率(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
2輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

(表2)

車種区分			税率(年額)	
			登録後13年以内(現行税率)	登録後13年超(経年重課)(※1)
軽自動車	3輪		3,100円	4,600円
	4輪以上	乗用 自家用車	7,200円	12,900円
		乗用 営業車	5,500円	8,200円
	貨物用	自家用車	4,000円	6,000円
		営業車	3,000円	4,500円

(※1) 平成28年度は平成14年12月以前の新車登録

(表3)

車種区分			税率(年額)				
			標準税率	最初の新規検査日が平成27年4月1日~28年3月31日。平成28年度のみ適用。(※2)			
				電気自動車 天然ガス自動車	ガソリン・ハイブリッド車(※3)		
3輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
軽自動車	4輪以上	乗用	自家用車	10,800円	2,700円	平成32年度燃費基準+20%達成車 5,400円	平成32年度燃費基準達成車 8,100円
			営業車	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用車	5,000円	1,300円	平成27年度燃費基準+35%達成車 2,500円	平成27年度燃費基準達成車 3,800円	
		営業車	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	

(※2) グリーン化特例(軽課)

(※3) 平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る



**整骨院・接骨院、はり・灸・あんま・マッサージ**

健康保険を受けられるケースは限られています。正しく理解し、適切な受診をすることで医療費の適正化にもつながりますので、ご協力をお願いします。

■整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき

【健康保険が使える場合】

骨折、脱臼、打撲、ねんざなど(肉ばなれ含む) ※骨折、脱臼は、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

【施術を受けるときの注意】

●単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象にならず、全額自己負担になります。

●柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うことが認められているため、自己負担を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または

**後期高齢者医療制度**

問合先  
●大阪府後期高齢者医療  
広域連合 給付課(☎06-4790-2031)  
●国保年金課

押印してください。

●保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷などの治療中は、施術を受けても保険などの対象になりません。

■医師が必要と認めた、はり・灸・あんま・マッサージなどの施術を受けるとき

【健康保険が使える場合】

●はり・灸…神経痛、リウマチ、頸腕(けいわん)症候群、五十肩、腰痛症、頸椎(けいつい)捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

●あんま・マッサージ…筋麻痺、関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

【施術を受けるときの注意】

●保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

●単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とならず、全額自己負担となります。

●保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療中は、はり・灸施術を受けても保険の対象にはなりません。

柔道整復などの施術を受けたときは、医療費控除の対象となりますので、必ず領収書を受け取りましょう。

### 入湯税って何ですか？

本市では一定の成分を含有している温泉「鉱泉浴場」への入湯に対し入湯税を課税しています（井戸水や水道水を沸かしている銭湯などは対象ではありません）。

納められた入湯税は、観光振興などのイベント助成や環境衛生施設の整備のために使われます。

#### 税額

●宿泊……1泊150円

●日帰り……1日75円

※12歳未満の人は課税が免除されます。

#### ◆平成26年度入湯税収入額

802万6千円

### 税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署  
☎462・3471

#### ◆消費税の届出は

お済みですか？

個人事業者で、平成26年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合、平成28年分は消費税の課税事業者に該当します。平成28年分から新たに消費税の課税事業者となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届

出書」を提出する必要があります。

#### ◆年末調整説明会

平成27年分の源泉所得税の年末調整や、法定調書の記載方法などの説明会を開催します。

※申込不要、参加無料

日時 11月19日(休)

午後2時～4時

場所 エブノ泉の森小ホール

#### ◆11月11日～17日は

税を考える週間

国や地方公共団体が、公共サービスを提供するために必要な経費を賄う財源が「税金」です。

納税者自らが、税務署へ所得などを申告し、税額を確定させ、自ら納付する制度を「申告納税

制度」といいます。この制度が適正に機能するためには、納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務の自発的な履行が必要です。

国税庁では、納税義務の履行を適正・円滑にするために、さまざまな取組を行っています。みなさんもご協力ください。

#### 「平成27年度

税を考える週間テーマ

「税の役割と税務署の仕事」

税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた取組や、社会保障・番号制度の導入に対する取組などについて広報します。

※詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

#### 個人事業税

##### 【第2期分】の納期限は11月30日(月)です

8月に個人事業税の納税通知書と合わせて送付しました第2期分の納付書にて納期限までに納めてください。

●納付書が見当たらない場合は、問い合わせてください。（口座振替をご利用の場合、納付書は送付していません。また、年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。）

●個人事業税の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコード印刷があるもの（30万円以下のもの）については、以下の全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

●納付には、便利で安心・安全な「口座振替」をご利用ください。

問合先 大阪府泉南府税事務所（☎439-3601）

## 国民年金

### 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行 ～年末調整・確定申告まで 大切に保管を～

平成27年中に納付した国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で社会保険料控除の対象になります。控除を受けるには、支払いを証明する書類が必要です。

今年1～9月に納付した保険料の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際にこの証明書（または領収証書）を添付してください。（10～12月に今年はじめに保険料を納付する人には、来年2月上旬に送付されます。）

家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除に加えることができますので、その証明書を添付し申告してください。

問合先 貝塚年金事務所  
☎431・1122